

第3回 富山県特別支援教育将来構想検討会

日時 令和4年1月27日

午後2時より

場所 県民会館611号室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 富山県特別支援教育将来構想（案）について

(2) その他

3 閉 会

富山県特別支援教育将来構想検討会設置要綱

(目的)

第1条 富山県における特別支援教育の現状と課題を整理し、社会状況に応じた特別支援教育及び就労支援の将来構想の策定に関する検討を行うため、富山県特別支援教育将来構想検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 本県における特別支援教育を取り巻く課題に関すること。
- (2) 本県における特別支援教育及び就労支援の将来構想に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本県における特別支援教育の振興に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、保護者、医療・福祉・就労支援関係者及び経済界関係者のうちから、教育長が委嘱する。

(会長等)

第4条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、教育長が招集し、会長が議長となる。

(委員の任期)

第6条 検討会の委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(アドバイザー)

第7条 専門的立場からの意見を聴くため、検討会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、教育長の要請に応じて検討会に出席するほか、検討会の所掌事務に関する事項に対して助言を行うものとする。

(幹事)

第8条 検討会に幹事を置く。

- 2 幹事は、富山県教育委員会事務局職員のうちから、教育長が任命する。
- 3 幹事は、検討会の事務を処理する。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、富山県教育委員会県立学校課に置く。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

富山県特別支援教育将来構想検討会委員等 名簿

令和 4 年 1 月 2 7 日

(委員 1 4 名、五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	所 属
会 長	鷹西 恒	富山福祉短期大学国際観光学科教授
副会長	小林 真	富山大学人間発達科学部教授
委 員	荒木 信幸	有限会社荒木商会代表取締役
〃	稲澤 透	富山県立志貴野高等学校校長
〃	勝田 民	富山県 P T A 連合会副会長
〃	金兼 千春	国立病院機構富山病院院長
〃	國香真紀子	富山市立芝園小学校校長
〃	篠田 恵	富山県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長
〃	島先 亜希	特定非営利活動法人工房あおの丘理事長
〃	高瀬 幸忠	株式会社スカイインテック代表取締役社長
〃	西村 和美	富山ケアネットワーク事務局長
〃	畑井 俊信	射水市立小杉中学校校長
〃	政二 里佳	富山県立しらとり支援学校校長
〃	松本 謙一	南砺市教育委員会教育長

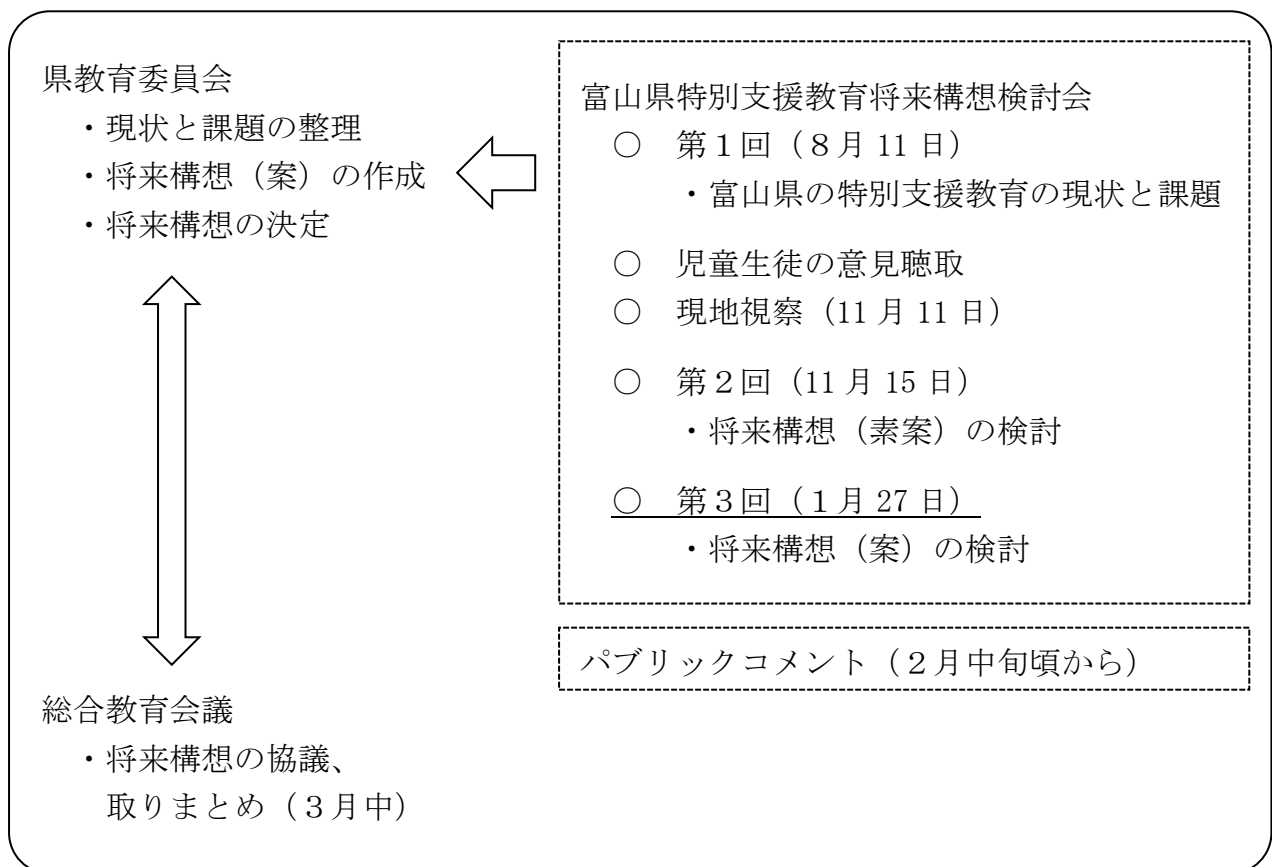
※アドバイザー 宮崎 英憲 東洋大学名誉教授

富山県特別支援教育将来構想検討会の検討事項とスケジュール

[検討事項]

- (1) 本県における特別支援教育を取り巻く課題に関すること。
- (2) 本県における特別支援教育及び就労支援の将来構想に関すること。
- ・ 共生社会の実現に向けた連続性のある多様な学びの場の整備
 - ・ 学校、家庭、地域、医療・福祉・保健・労働等の連携強化
 - ・ 多様な教育的ニーズに対応できる教員の専門性向上
 - ・ ICTや専門家の活用による指導の充実
 - ・ 企業と学校、家庭が一体となった就労支援
 - ・ 特別支援学校の施設設備等、教育環境の整備

[スケジュール]



第2回富山県特別支援教育将来構想検討会における主な意見**1 共生社会の実現に向けた連続性のある多様な学びの場の整備について**

- ・子供が学び、成長する権利の保障の観点から、可能性を最大限に伸長する適切な学びの場への就学について、保護者の理解を深める積極的な働きかけが必要である。
- ・就学相談及び教育相談の充実・整備が必要であり、こうした体制を作るときには県教育委員会、市町村教育委員会の役割が大きい。
- ・中学校の特別な支援が必要な生徒は、勉強への意識が高い。各教科の内容を取扱いながら通級による指導を行うことも必要である。中学校に合う通級のシステムができるとよい。
- ・高校においては、校内の人材がそれぞれの役割で有機的に力を発揮する体制が必要であり、外部からのアドバイスが期待される。特別支援学校のセンター的機能の充実、総合教育センターや巡回指導による相談や支援の充実はありがたい。
- ・気管切開をしている子供や人工呼吸器を使用している子供は通常の教育と障害児教育のはざまに陥りやすい状況があるのではないか。幼稚園の時から地域の中で医療的ケア児を受け入れていくことが心のバリアフリーにつながると思う。
- ・教育課程編成の考え方を含めて、今回の学習指導要領の内容を、連続性のある多様な学びの場の整備の実現に向けた取組に盛り込むことがポイントである。

2 学校、家庭、地域、医療・福祉・保健・労働等の関係機関の連携強化について

- ・子供がより適切な場で学ぶために、柔軟な学びの場の変更の趣旨や仕組みの周知、各学校の連携が必要である。
- ・担当の教員をバックアップする体制や担当する児童生徒数の少人数化などの制度の見直しが必要である。
- ・障害のある方についてだけでなく、地域と連携した生涯学習のあり方を考えて整備していくことが大切である。
- ・子供のうちに専門機関とつながりを強くしておくことで、大人になっても安心して家族が地域の中で見守っていくことができるようになる。各専門分野の関係者にとっても大きなメリットになる。また、支援体制整備のアフターケアとして、専門分野の関係者や行政が取組を検証していただきたい。

3 多様な教育的ニーズに対応できる教員の専門性向上について

- ・特別支援学級の担任が他の特別支援学級や特別支援学校の授業をいつでも見ることのできる柔軟な研修体制や、3～5年に1回特別支援学校を見学する機会を設けるとよい。
- ・富山県で作成された特別支援教育に関する資料の活用の追跡調査等を行い、資料の改訂や研究体制の充実を図っていくことが必要である。
- ・全ての教員が身に付ける特別支援教育全般の研修と特別支援教育担当教員向けの研修の整理など、研修について検証、見直しを行い、体制を整えていくとよい。

- ・教員の専門性の向上のためには、それぞれの地域の核となるような特別支援教育のリーダーを育成していくことが必要である。

4 ICTや専門家の活用等による指導の充実について

- ・特別支援学級の子供たちの中には、いろいろな才能をもっている子供がおり、その才能を伸ばすという視点で専門家を活用していくとよいのではないかと。

5 企業と学校、家庭が一体となった就労支援について

- ・富山ならではの企業との連携の在り方を考え、それを生かして高等部の教育課程を整備していくとよい。
- ・もっと早期から将来の就労を見越し、家庭での取組や就労支援の向上に繋がるように、保護者への理解啓発が必要である。
- ・就労支援に向けて、生徒が企業で体験する機会は大切である。逆に企業が学校へ出向き、生徒の実習の様子を見ることも大切である。企業の理解を深めることで働ける職場が広がり、子供の可能性を広げていくことになる。
- ・県全体の就労支援に関するネットワークとして、企業や就労支援機関と連携する仕組みを作って、学校見学会、人事担当者との交流会など、学校が積極的に動くことが必要である。
- ・医療的ケア児の就労支援の取組の強化について盛り込んでほしい。
- ・生徒本人の得意な面を引き出し、伸ばすことができる就労先が増えるとよい。また、学校、市役所等で就労先の詳しい公開があるとよい。

6 特別支援学校の施設設備等、教育環境の整備について

- ・施設整備については、子供たちの願いがかなえられる学校づくりという考え方が必要である。
- ・災害時に特別支援学校を障害者の避難拠点にしようとする動きがあるが、まずは、その学校の子供にどう対応するか考え、個別に対応していく必要がある。
- ・医療的ケア児支援法が成立したので、教育委員会をあげて環境整備に対応し、それぞれの学校で取り組んでいく必要がある。
- ・教員の業務の効率化や働き方改革をぜひ推進してもらいたい。

7 その他（素案の構成等について）

- ・子供たちの願いを将来構想にどう反映させるかがポイントである。
- ・「はじめに」の部分に、もう少し将来構想策定の意義について書き加えるとよい。
- ・六つの視点それぞれに、目指す姿の必要性の捉えや考えが示されているとよい。